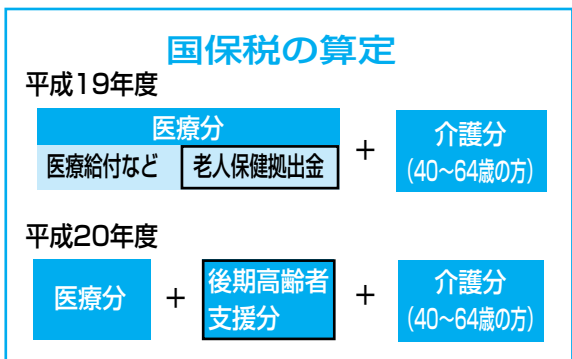


平成20年度国保税税率

	医療分	後期高齢者 支援分	介護分 (40~64歳の方)
所得割	5.0%	1.4%	0.95%
資産割	30.0%	4.1%	4.5%
均等割	25,300円	7,200円	7,100円
平等割	25,700円	6,400円	4,500円
限度額	47万円	12万円	9万円



〈平成20年度納期限一覧表〉

期	納期限
第1期	4月30日(水)
第2期	6月30日(月)
第3期	9月1日(月)
第4期	9月30日(火)
第5期	10月31日(金)
第6期	12月1日(月)
第7期	12月25日(木)
第8期	平成21年2月2日(月)
第9期	平成21年3月2日(月)

■国保税の算出方法が変わります
 これまで「医療分」と「介護分」の合算額が国保税の課税額でしたが、平成20年度からは、「医療分」、「後期高齢者支援分」、「介護分」の合算額が国保税の課税額となります（上図参照）。

なお、1・2期分は、前年度課税所得を基に算出するため、「後期高齢者支援分」は含まれていません。

〈後期高齢者支援分〉
 後期高齢者（長寿）医療に係る費用の一部を支援するために負担していたものです。これまでも、医療分から老人保健拠出金として拠出していましたが、後期高齢者医療制度が始まったことにより後期高齢者支援分として徴収することになりました。本年度から国保、社会保険、共済組合など、すべての保険加入者が後期高齢者支援分を負担します。

■納税通知書（本算定）を7月に送付します

今年度は、7月に本算定（前年中の所得、資産を基に国保税を算定）を行い、納税通知書を7月に送付します。ただし、納付書や口座振替で納めていただく時期は変わりません（納期限一覧表参照）。

国保の納税義務者である世帯主が後期高齢者（75歳以上）で、家族に国保に加入している方がいる場合は、後期高齢者医療と国保の納入通知が同時に届くことがあります。

■10月から年金からの特別徴収が始まります

国保税は、納付書または、口座振替のいずれか（普通徴収）で納めていただくのですが、10月から、65歳以上75歳未満の方のみで構成される世帯は、原則として世帯主の年金からの納付（特別徴収）に変わります。それ以外の世帯は、従来どおり8月から2月までの毎月納付になります。

特別徴収になる方の国保税の納付時期が変わります

平成20年度		年金からの特別徴収
	口座振替・納付書	
4月	○	
5月		
6月	○	
7月		
8月	○	
9月	○	
10月		○
11月		○
12月		○
1月		
2月		○
3月		

〈特別徴収になる方〉

- 次の①～⑤のすべてに該当する方
- ①世帯主が国保の被保険者
 - ②世帯内の国保の被保険者が全員65歳以上75歳未満
 - ③年金の受給額が年額18万円以上
 - ④世帯主が介護保険料を年金から特別徴収で納めている
 - ⑤介護保険料と国保税の納付額の合計が年金額の2分の1を超えない
- ◇複数の年金を受給されている方や年度途中に税額が変更になった方は、普通徴収になる場合もあります。